

特定生産緑地（青梅市）の解除

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定にもとづき、特定生産緑地を次のように解除する。

令和7年2月21日

青梅市長 大勢待 利 明

地区番号	位置	特定生産緑地の解除面積	公示日
17	沢井3丁目地内	約530 m <sup>2</sup>	令和7年2月21日
230	今井2丁目地内	約990 m <sup>2</sup>	令和7年2月21日
262	二俣尾2丁目地内	約1,440 m <sup>2</sup>	令和7年2月21日

「区域は指定図表示のとおり」

以上